

クマ被害対策ロードマップ（案）

資料 1

令和8年3月〇日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

【目的】：2030年度まで、都道府県や市町村等と連携しつつ、関係省庁が一体となって政策資源を総動員し、「クマ被害対策パッケージ」に含まれる施策を体系的に実施することで、クマ被害対策の継続的かつ効果的な推進を図る

【目指す将来像】：クマ出没時の対応体制が確立され、人とクマのすみわけを実現し、国民の命と暮らしを守る

2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031～（年度）

① 出没時の緊急対応

緊急時における対応体制整備の支援

緊急時における対応体制の維持・向上

② 人の生活圏への出没防止

放任果樹等の誘引物の管理支援

はこわな・クマ撃退スプレー等の資機材整備支援

ゾーニング管理計画の作成支援

③ 個体数管理の強化

個体数調査・推定（東北） 個体数調査・推定（全国）

調査結果のフォローアップ

個体数管理のための捕獲目標数を精緻化

広域的な管理方針に基づく管理

春期管理捕獲の実施支援・捕獲と処理の効率化及び支援

④ 人材確保・育成（ガバメントハンターを含む捕獲者の確保、高度な捕獲技術者育成等）

⑤ クマの生息環境の保全・整備（安定的な生息環境の確保等）

⑥ 情報の発信等（国民等に向けたクマへの対応の情報発信等）

⑦ その他・財政措置に関すること（研究開発、国立公園の安全強化、予算の確保等）

● ロードマップ全体の評価 （アウトプット目標と指標）

1. 恒常的生息域の自治体において緊急的な対応体制が確保される

（自治体の緊急時の体制の確保率：100%）

2. 推定個体数、捕獲目標数が明確化され、適正個体数に向けた捕獲、管理が進展する（各個体群における推定個体数・捕獲目標数の明確化率：100%）

3. 恒常生息域の自治体においてゾーニング管理計画が策定され、計画に基づく管理が有効となる（自治体のゾーニング管理計画策定率：100%）

■ 関係閣僚会議や関係省庁連絡会議を毎年開催し、進捗を管理

対応人材や資機材の整備状況を含めた緊急的な体制の構築状況、捕獲目標数と実際の捕獲数、ゾーニング管理計画の策定状況等を把握

データの精緻化を進め、
順応的にクマ対策を実施

クマ被害対策パッケージ策定

【目指す将来像】

● 2026年度～2030年度 :

■ 関係閣僚会議や関係省庁会議を毎年開催し、進捗を管理

○ 進捗管理の指標により、毎年の取組進捗を把握

【指標】 対応人材や資機材の整備状況を含めた緊急的な体制の構築状況、捕獲目標数と実際の捕獲数
ゾーニング管理計画の策定状況 等

○ 数値による進捗管理が困難な対策は定性的に状況を把握

データの精緻化を進め、順応的にクマ対策を実施

● 2030年度 : ロードマップ全体の評価（アウトプット目標と指標）

1. 恒常的生息域[※]の自治体において緊急的な対応体制が確保される^{※※}

→ 自治体の緊急時における対応体制の確保率：100%

2. 推定個体数、捕獲目標数が明確化され、適正個体数に向けた捕獲、管理が進展する

→ 各個体群における推定個体数・捕獲目標数の明確化率：100%

3. 恒常生息域[※]の自治体においてゾーニング管理計画が策定され、計画に基づく管理が有効となる

→ 自治体のゾーニング管理計画策定率：100%

● 2031年度以降 : 目指す将来像（アウトカム目標と指標）

クマ出没時の対応体制が確立され、人とクマのすみ分けを実現し、国民の命と暮らしを守る

→ 人の生活圏からクマを排除（クマの生息メッシュ数を指標として評価）

※クマが複数年に渡って確認（目撃・痕跡が発見・捕獲等）されている地域

※※クマの追い払いや捕獲を実施する人材が確保された上で、クマ出没に備えた対応訓練を実施済みである、または、クマ出没時のマニュアル等を整備済みである状態を、“対応体制が確保されている”と判断する

暫定的な捕獲目標数

- 捕獲目標数の考え方：人の生活圏とその周辺における捕獲の強化により、クマの出没を抑制
 - 北海道：12,540頭（2025年～2034年の総捕獲目標数：北海道ヒグマ管理計画（第2期））
 - 東北、関東、中部：自然増加率（14.5%）に5%程度を上乗せした約20%を現在の推定個体数に乗じた値を捕獲目標数として暫定的に設定し、増えすぎたクマの個体数を削減
 - 近畿、中国：令和7年度の被害状況等を踏まえ、現在の推定個体数に自然増加率（14.5%）を乗じた値を捕獲目標数として暫定的に設定し、個体数を増やさないよう管理
- ※大量出没が起こった場合は暫定的な捕獲目標数に捉われず捕獲を実施

ブロック	現在の推定個体数 〔各都道府県の最新の推定中央値の合計〕	令和8年度の暫定的な捕獲目標数	2030年度の暫定的な目標生息個体数
北海道	11,600	12,540 〔※2025年～2034年の総捕獲目標数〕	8,200 〔※2034年の目標個体数〕
東北(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	19,237	3,800	12,000
関東(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川)	2,983	600	2,000
中部(新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知)	17,553	3,500	11,000
近畿・中国(三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口)	6,420	900	6,400

※北海道のヒグマの自然増加率は9.2%、本州のツキノワグマの自然増加率は14.5%と設定
 ※茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府は推定個体数に関するデータがない
 ※茨城県、千葉県、大阪府はクマの恒常的な生息地域ではない

令和8年度以降、環境省において、順次個体数調査・推定を実施して推定個体数を精緻化し、それを踏まえ、各都道府県において、適切な捕獲目標数を設定する。

自治体職員と資機材の目標

●クマの捕獲作業等に従事する自治体職員数:2,500名（現在の約3倍）

●資機材 はこわな : 10,000基（現在の約2倍）

クマ撃退スプレー : 20,000本（現在の約3倍）

※目標年度はいずれも2030年度

	配置・整備の目標	算出方法
クマの捕獲作業等※に従事する自治体職員数	2,500 名	現在の人員・資機材の状況や今後のニーズについて自治体にヒアリングを行い、その結果を踏まえて算出
はこわな数	10,000 基	
クマ撃退スプレー数	20,000 本	

※クマの捕獲作業等は、自治体職員に限らず、猟友会や認定鳥獣捕獲等事業者等の協力を含め、地域の実情に応じた体制を構築することが重要

■（参考）令和8年3月の自治体職員や資機材の整備状況※

クマが生息する市町村数	クマの捕獲作業に従事する自治体職員数	はこわな数	クマ撃退スプレー数
849	784	5,527	7,093

※クマが生息する37都道府県に対し、令和8年2～3月に照会した結果を集計

① 出没時の緊急対応

2025

2026

2027

2028

2029

2030

① 出没時の緊急対応

1. 緊急銃猟制度の着実な理解促進（環境省）

緊急銃猟制度の現地研修会等の開催

緊急銃猟の実施事例の共有・緊急銃猟ガイドラインの改訂等による情報の周知

制度の周知

2. 自治体の緊急対応体制整備への支援（環境省）

必要な体制の検討や把握

出没対応訓練実施・出没時のマニュアル整備の支援

交付金による支援を充実

安全装備等の必要な資機材の購入等の
自治体の体制整備の集中支援

緊急時における対応体制の維持・向上の支援

3. 学校における安全対策の強化（文部科学省）

事務連絡の発出・
緊急連絡会議の開催

専門家等の派遣、教職員等の研修等

4. 農林業現場における人身被害防止の徹底（農林水産省・林野庁）

農林作業中の安全確保の徹底を周知

必要な資機材の整備支援

5. 効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供（環境省・農林水産省）

クマの効果的な捕獲方法（はこわなの仕様、設置方法等）、出没防止対策（電気柵の設置方法等）に関する具体的な技術を紹介するレポート作成

専門家派遣による自治体の技術支援

6. 麻酔を用いた捕獲方法に関する情報提供（環境省）

麻酔を用いた事例の
レポート作成と周知

普及、事例収集と発信

7. 都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保及び警察官の装備資機材の整備等（警察庁）

都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保

警察官の装備資機材の整備等

②人の生活圏への出没防止

2025

2026

2027

2028

2029

2030

②人の生活圏への出没防止

1. 出没防止対策にかかる専門家派遣（環境省）

自治体向け専門家派遣の実施・技術支援

2. 人の生活圏への出没防止対策への支援（環境省・農林水産省・林野庁）

はこわなやクマ撃退スプレー等の整備の支援

放任果樹等の誘引物の管理支援

自治体等が行う出没防止対策（緩衝帯の整備や侵入防止柵の設置、ICT機器の活用等）の支援

出没防止対策が遅延している
自治体の支援強化

3. 人の生活圏周辺におけるクマの捕獲強化（環境省）

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」改定

「クマ類の出没対応マニュアル」を改定

普及啓発

クマの特定鳥獣管理計画の改訂や新規作成の支援

4. 自治体のゾーニング管理計画作成支援（環境省）

ゾーニング管理計画の優良事例・モデル提示や作成支援ツール開発

自治体のゾーニング管理計画の作成支援

計画策定遅延自治体を集中支援

5. 堅果類の豊凶の把握・情報発信（環境省・林野庁）

堅果類の開花・結実状況の調査結果を取りまとめ、早期の情報発信を実施

クマの餌資源に関係した出没要因の解明と出没防止対策の研究

研究結果の周知及び普及啓発

6. 効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供（環境省・農林水産省）〔再掲〕

クマの効果的な捕獲方法（はこわなの仕様、設置方法等）、出没防止対策（電気柵の設置方法等）に関する具体的な技術を紹介するレポート作成

専門家派遣による自治体の技術支援

7. 河川におけるクマ出没防止対策の促進（国土交通省）

河川における樹木伐採や草木の踏み倒し等の促進

河川におけるクマ対策等に係る設置物許可手続きの円滑な実施

8. 国立公園等におけるクマへの安全対策強化（環境省）

各公園におけるクマ出没時の対応体制構築・マニュアル策定、キャンプ場における電気柵・フードロッカー整備等を集中実施

安全対策（直轄・自治体支援）の強化・継続

③ 個体数の管理強化

2025

2026

2027

2028

2029

2030

③ 個体数の管理強化

1. 全国的な個体数調査・個体数推定の実施（環境省）

個体数調査や個体数推定
の設計・企画

東北地域の調査・個体数
推計を実施

全国で個体数調査と個体数推定を実施

調査結果のフォローアップ

クマの生息分布図を作成

2. 個体数の抑制・削減に関する目標設定の考え方の明確化（環境省）

暫定的な捕獲目標を設定

個体数調査結果をもとに、捕獲目標数や適正個体数を順次精緻化

「特定鳥獣保護・管理計画
作成のためのガイドライン（ク
マ類編）」を改定し、
新たな個体数水準、目標設
定の考え方を明示

都道府県の特
定鳥獣保護・管理計画の改定を支援

改定された特定鳥獣保護・管理計画に基づく管理

個体群単位で広域管理を検討する場の構築
（広域協議会等の設置）

広域的な管理方針に基づく管理
必要に応じて広域的な管理指針の見直し

個体数調査や推定を踏まえた広域的な管理方針の検討

3. クマの個体数管理のための支援（環境省・農林水産省）

自治体
が実施する個体数管理（市街地や農地への出没個体及び管理強化エリアでの捕獲の強化）の支援

4. 春期のクマの捕獲の推進、農業集落に出没する個体の捕獲強化等による個体数削減・管理（環境省・農林水産省・総務省）

春期捕獲実施道
県への支援強化
（環境省・総務省）

2026年春
期捕獲

春期捕獲事例
取りまとめ、情
報共有・研修

2027年春
期捕獲

春期捕獲事例
取りまとめ、情
報共有・研修

2028年春
期捕獲

春期捕獲事例
取りまとめ、情
報共有・研修

2029年春
期捕獲

春期捕獲事例
取りまとめ、情
報共有・研修

捕獲単価の大幅な増額等のクマ特別対策による農業集落に出没する里に慣れた個体の捕獲強化の支援（農林水産省）

5. ICT機器等を活用した対策支援（環境省・農林水産省）

わなの見回り負担軽減等に資するICT機器の活用を支援

ICTやドローンなど最新技術等を活用した出没情報の収集・提供等への支援

6. 捕獲個体の処理対策支援（環境省）

クマの捕獲個体の運搬や埋設等の処理の支援

クマの捕獲個体の運搬や埋設等の処理の優良事例収集・捕獲から処理に至るまでの対応をパッケージ化・情報提供

④人材育成・確保

⑤クマの生息環境の保全・整備

2025

2026

2027

2028

2029

2030

④人材育成・確保

1. 地方環境事務所等の体制強化（環境省）

クマ対策専門官・広域鳥獣対策専門官の配置・強化

クマ対策専門官・広域鳥獣対策専門官による自治体の支援（広域管理に向けた協議会における検討等）

2. 鳥獣保護管理に関する基本指針に人材育成、確保の方針を明確化（環境省）

基本指針を改定し、自治体における人材の配置や育成の方針を明確化

人材の配置や育成に関する優良事例整理や情報共有

基本指針を踏まえ、都道府県が鳥獣保護管理事業計画を改正

3. 自治体の専門的な人材の育成・確保の推進（環境省・農林水産省）

自治体のクマ対策を担う人材（専門家・コーディネーター・ガバメントハンター等）の雇用や育成を支援

遅延自治体を集中支援

4. 高度な捕獲技術をもった専門的な事業者の育成（環境省）

認定鳥獣捕獲等事業者など高度な捕獲技術を持った専門的な事業者の育成を推進

5. 捕獲技術者の育成支援（環境省・農林水産省）

ガバメントハンターを含む自治体の専門的な人材及び民間で捕獲等を担う専門的な事業者の育成に向けた研修会実施等への支援

大学と連携し、野生動物管理教育コア・カリキュラムによる人材育成

農林大学校における狩猟免許取得に向けた研修の実施への支援

6. 自衛隊OB、警察OB等への鳥獣保護管理への協力要請（環境省・防衛省・警察庁）

関係省庁で協力し、自衛隊・警察OB等への協力要請を実施

自衛隊・警察のOB等向けの研修等の開催

⑤クマの生息環境の保全・整備

1. クマの安定的な生息環境の確保（環境省）

鳥獣保護区等の適切な設置・管理

2. 針広混交林や広葉樹林への誘導等への支援（林野庁）

抜き伐りや植栽による針広混交林や広葉樹林への誘導等、病虫害被害の防除を実施

3. 絶滅のおそれのある四国の個体群の保全（環境省、林野庁）

生息状況の把握、生息環境の保全、人とクマとの軋轢の防止の支援

⑥情報の発信等 ⑦その他・財政措置に関すること

2025

2026

2027

2028

2029

2030

⑥情報の発信等

1. インバウンドを含めた登山客等への多言語による情報発信（環境省・観光庁）

地域におけるクマの出没情報の収集体制構築、
情報発信媒体の作成

出没情報や注意喚起の発信等の実施・強化

2. 森林の巡視によるクマ目撃情報の提供（林野庁）

巡視とクマの目撃情報の提供を継続

3. 国民等に向けたクマへの対応の情報発信（環境省）

適切なクマ撃退スプレーの選択に関する情報やクマの行動特性や遭遇時の対応に関する信頼性のある情報を発信

人身被害の状況分析、情報収集体制の構築と維持

クマ対策の実施について理解の醸成・過度な意見に対する自治体の適切な対応への支援

⑦その他・財政措置に関すること

1. クマ被害対策技術等に関する研究開発の推進（環境省）

ICTやドローン等を活用した被害対策や効果的な捕獲方法の技術開発支援

環境研究総合推進費等による、効率・効果的な個体数推定手法や出没リスクの評価等に関する研究や技術開発の推進

2. 国立公園等におけるクマへの安全対策強化（環境省）〔再掲〕

各公園におけるクマ出没時の対応体制構築・
マニュアル策定、キャンプ場における電気柵・
フードロッカー整備等を集中実施

安全対策（直轄・自治体支援）の強化・継続

3. 交付金による速やかな支援・交付金の対象経費等の周知（各省庁）

クマ対策予算の増額
（直轄予算・交付金）

クマ対策に必要な予算の確保・自治体支援等

4. クマの捕獲等に要する経費について特別交付税措置（総務省）

地方自治体負担分に対する特別
交付税措置を創設・拡充

地方自治体負担分（補助裏・地方単独）に対し、特別交付税措置

參考資料

(参考) 令和8年度における重点的な対策

※太字・下線は令和8年度から開始する対策

○北海道、東北、関東、中部地方で個体数削減に向けた暫定的な捕獲目標数を設定

○環境省が東北地方で生息調査・個体数推定を実施

○春期管理捕獲を北海道、東北地方を中心とした11道県で実施予定
〔北海道、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、新潟県、富山県、
石川県、福井県、長野県、岐阜県〕

令和7年春の捕獲実績：7道県・128頭

令和8年春の捕獲実施予定道県数・目標：11道県・300頭超

(捕獲目標設定がある6道県の合計)

○環境省の地方環境事務所等にクマ対策専門官を増員配置

(配置事務所：北海道(増員)、釧路、東北(増員)、関東、信越)

○人身被害の状況等を踏まえた市街地等における警察によるライフル銃を使用したクマ駆除の態勢の構築(岩手県、秋田県、山形県、福島県)

(参考) クマ被害対策パッケージ (概要)

令和7年11月14日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

- **クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態**となっていることを踏まえ、関係省庁連携による**緊急的な対策を含めた総合的な施策パッケージ**の実施により、**国民の命と暮らしを守る**。
- **人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現する**。

※いずれの取組も新規又は対策の強化を行うもの

緊急的に対応すること (★は着手済)

- ★ **緊急銃猟に係るノウハウや事例の整理・周知及び専門家派遣** (環境省)
- ★ **緊急銃猟に係る責任範囲の周知等による捕獲従事者の不安払しょく** (環境省)
- ★ **効果的な事例の共有などクマ対策の必要性に関する理解醸成** (環境省)
- ★ **自治体職員による捕獲従事等に関する通知発出** (環境省、総務省)
- ★ **インバウンドを含めた登山者等への多言語による情報発信等** (環境省、観光庁)
- ★ **警察によるライフル銃を使用したクマの駆除** (警察庁)
- ★ **都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保** (警察庁、文部科学省)
- **自衛隊OB、警察OB等への協力要請** (環境省、防衛省、警察庁)
- ★ **学校及び登下校時の安全確保に関する取組の周知等** (文部科学省、環境省)
- ★ **農林業従事者の安全確保の徹底** (農林水産省、林野庁)

短期的に取り組むこと

- **春期のクマ捕獲及び捕獲単価の増額を含む集落周辺個体の捕獲強化等による個体数の削減・管理の徹底** (環境省、農林水産省、総務省)
- **ガバメントハンターの人件費や資機材等の支援** (環境省)
- **クマ駆除技能を有する警察官の確保・資機材整備** (警察庁)
- **市街地等での適切な麻醉銃の使用方法、効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供** (環境省、農林水産省)
- **緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、電気柵による防護強化、ICT等による出没情報の提供等** (環境省、農林水産省、林野庁)
- **河川における出没対策のための樹木伐採や占用許可円滑化等** (国土交通省)

中期的に取り組むこと

- **自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者(ガバメントハンター等)の育成** (環境省、農林水産省)
- **クマの個体数の削減、人の生活圏からの排除に向けたガイドライン改定等** (環境省)
- **適切な個体数管理のための統一的手法による個体数推定** (環境省)
- **堅果類の豊凶調査に基づくクマ出没傾向に関する情報発信** (環境省、林野庁)
- **保護区の設置・管理、広葉樹林化等による人の生活圏とのすみ分け** (環境省、林野庁)

○ 各種対策について、交付金等による速やかな支援を実施

(主な対象経費) ・ハンターへの手当等の捕獲推進にかかる費用 ・ガバメントハンター人件費 ・クマ対策関連資機材(はこわな、電気柵、クマスプレー、安全装備等) 購入費 ・緩衝帯整備費 ・誘引物の撤去費 ・ICTを活用した出没対策費 ・人材育成のための研修費 等 ※その他 警察官の資機材整備、河川の樹木伐採、旅行者への多言語発信などを実施

○ 交付金を受けて実施する事業や地方単独事業として実施するクマの駆除等に要する経費について、特別交付税措置を講じる

(参考) クマの被害防止対策の概要について

1 クマの分布域拡大と被害の増加

- **ヒグマの分布域は約1.3倍に拡大**（平成15年⇒平成30年度）
推定個体数（令和5年度）は12,180頭で**30年間で2倍以上に増加**
- **ツキノワグマの分布域は約1.4倍に拡大**（平成15年⇒平成30年度）
- 人口減少・高齢化等により、クマの分布が人の生活圏周辺まで拡大、令和5年度に、**人身被害が多数発生（219人）**

2 指定管理鳥獣への指定と都道府県等への支援の強化

- **クマによる被害防止に向けた対策方針**（令和6年2月）。**クマの地域個体群を維持しつつ、人の生活圏への出没防止**により、**人とクマのすみ分け**を図る
- **「クマ被害対策施策パッケージ」**（令和6年4月）
環境省、農林水産省、林野庁、警察庁、国土交通省が連携して取り組む
- **四国を除く個体群を指定管理鳥獣※に指定**（令和6年4月）
※集中的・広域的に個体数・分布域の減少を図る必要がある鳥獣（シカ、イノシシ、クマ類）
- **指定管理鳥獣対策事業交付金にクマ対策を追加**（令和6年8月）
都道府県等へのクマによる被害防止対策への**財政支援を強化**

3 鳥獣保護管理法の改正（令和7年4月成立、9月施行）

- **人の日常生活圏における銃猟を可能とする鳥獣保護管理法改正**
※改正法の運用方法を解説する緊急銃猟ガイドラインを令和7年7月に公表
- **緊急銃猟の実施**（令和7年の9月の施行以降、既に50件以上が実施）

令和7年度のクマによる被害

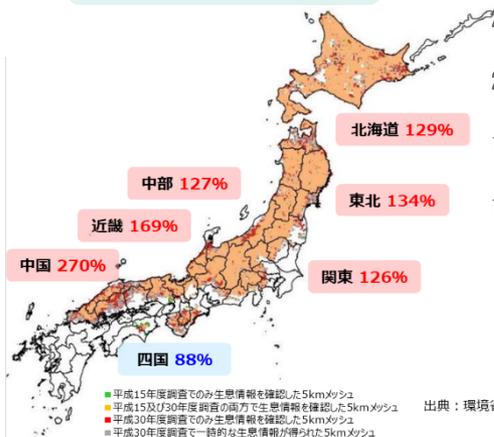


- **出没情報（49,916件）**
- **人身被害件数（215件）**
- **人身被害者数（237人）**
- **死者数（13人）** ※

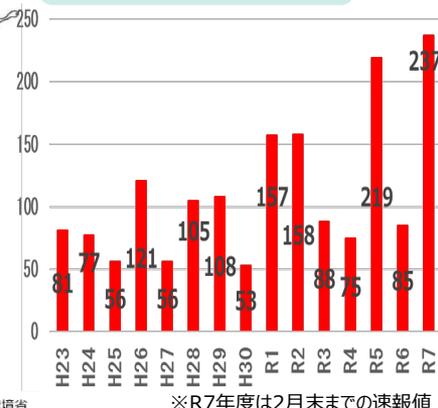
いずれも
過去最多

※令和8年3月13日時点で環境省が把握している数字

クマの分布域の増減 （平成15年⇒平成30年度）



クマによる 人身被害人数



4 「クマ被害対策パッケージ」（令和7年11月）

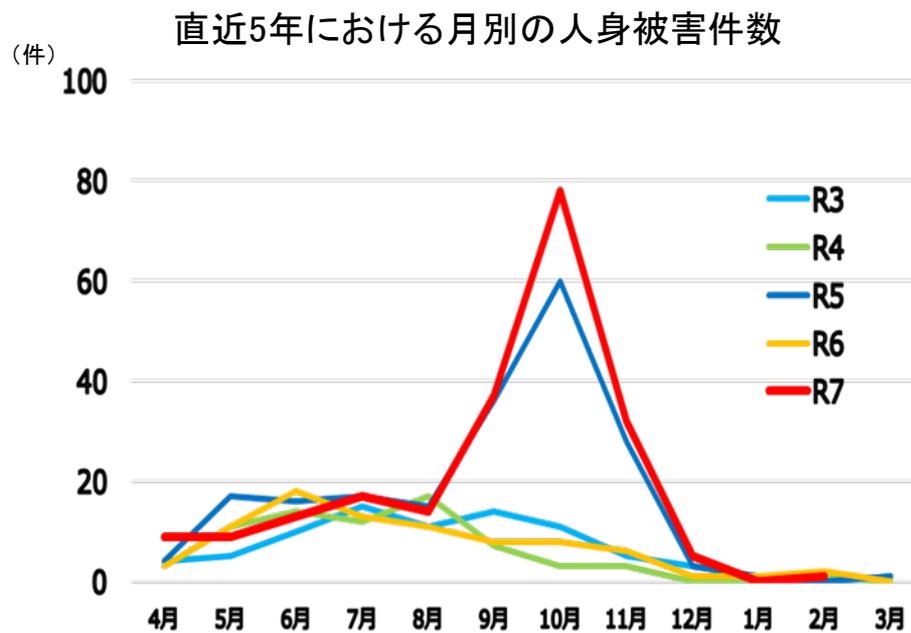
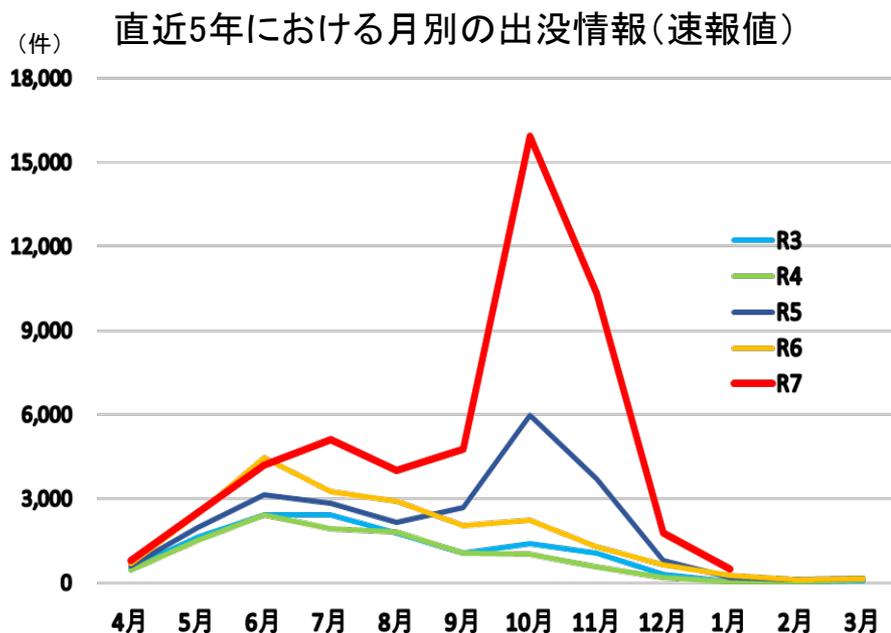
- **クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定**
参加閣僚：官房長官、環境大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、防衛大臣、国家公安委員長
- クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、**関係省庁連携による緊急的な対策を含めた総合的な施策パッケージの実施により、国民の命と暮らしを守る**
- 人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、**増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分け**を実現する
- 環境省の実施する施策として、ガバメントハンターの人件費や資機材等について、交付金による支援や、適切な個体数管理のための統一的手法による個体数推定等が盛り込まれる

捕獲目標頭数を設定し、ガバメントハンター等の配置や、資機材の必要量の見込み等を明記した「クマ被害対策ロードマップ」を**年度内を目途に策定**

(参考) 令和7年度のクマの出没や被害状況について

○ 令和7年度の出没情報、被害件数、被害者数の推移※

	出没情報(速報値) (4月～1月)	人身被害件数 (4月～2月)	人身被害者数 (4月～2月)	死亡者数 (4月～2月)
令和7年度	49,916	215	237	13
令和6年度	20,250	82	85	3
令和5年度	24,069	197	218	6



※北海道は出没件数の公表は行っていないため、出没件数は北海道以外の都府県の合計。人身被害、死亡者数は全都道府県の合計。